

★多面的機能支払交付金で鳥獣害対策もできます★

前回は、「農道や水路の保安全管理にお困りの方へ」と題して、多面的機能支払交付金を紹介しました。

今回は、多面的機能支払交付金のうち鳥獣害防止対策についてのご紹介をさせていただきます！

○既設の防護柵の下草刈りや簡易補修をする場合

農地維持活動の支援対象です！！

鳥獣害防止のための見回り活動や、既設の柵の下草刈り等の維持管理、簡易補修（電気柵の線を結びなおす程度）に対する日当や機械経費を支援対象とすることができます。



○鳥獣害防止のための対策施設の新設や設置を行う場合

資源向上活動（共同）の支援対象です！！

鳥獣害防止のための対策施設の設置（資材購入費を含む）を支援対象とすることができます。

鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理や農地周りの藪等の伐採も多面的機能支払交付金の支援対象となります。支援を受けるためには、別途要件を満たす必要がありますので、県または市町までお問い合わせください。

多面的機能支払交付金と鳥獣被害防止総合対策交付金

鳥獣害防止のための侵入防止柵の整備には、「鳥獣被害防止総合対策交付金」も活用することが可能です。多面的機能支払交付金では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」で購入した侵入防止柵を直営で設置する場合の日当や機械経費を支援対象とすることもできます。

「鳥獣被害防止総合対策交付金」の詳細については、お近くの市町窓口までお問い合わせください。

